

所得のめやす(令和3年度分から適用)

免除の種類	基準となる所得の計算式
全額免除	本人、配偶者および世帯主のそれぞれの前年所得が、 (扶養親族等の数+1) × 35万円+32万円 以下であること。
4分の3免除	本人、配偶者および世帯主のそれぞれの前年所得が、 88万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等 以下であること。
半額免除	本人、配偶者および世帯主のそれぞれの前年所得が、 128万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等 以下であること。
4分の1免除	本人、配偶者および世帯主のそれぞれの前年所得が、 168万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等 以下であること。
納付猶予	本人、配偶者のそれぞれの前年所得が、 (扶養親族等の数+1) × 35万円+32万円 以下であること。

※ 全額免除、納付猶予以外の場合は、残りの国民年金保険料（一部納付額）を納める必要があります。

※ 老齢基礎年金の年金額を計算するときに、全額免除・一部免除・納付猶予を受けた期間がある場合は、国民年金保険料を全額納付した場合と比べて年金額が低額となります。

所得のめやす(令和2年度分まで適用)

免除の種類	基準となる所得の計算式
全額免除	本人、配偶者および世帯主のそれぞれの前年所得が、 (扶養親族等の数+1) × 35万円 + 22万円 以下であること。
4分の3免除	本人、配偶者および世帯主のそれぞれの前年所得が、 78万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等 以下であること。
半額免除	本人、配偶者および世帯主のそれぞれの前年所得が、 118万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等 以下であること。
4分の1免除	本人、配偶者および世帯主のそれぞれの前年所得が、 158万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等 以下であること。
納付猶予	本人、配偶者のそれぞれの前年所得が、 (扶養親族等の数+1) × 35万円 + 22万円 以下であること。

- ※ 全額免除、納付猶予以外の場合は、残りの国民年金保険料（一部納付額）を納める必要があります。
- ※ 老齢基礎年金の年金額を計算するときに、全額免除・一部免除・納付猶予を受けた期間がある場合は、国民年金保険料を全額納付した場合と比べて年金額が低額となります。